

練馬区地域福祉計画推進委員会 第3期第4回権利擁護部会

- 1 日 時 令和6年6月12日(水) 午前10時00分～11時45分
- 2 場 所 練馬区役所19階 1901会議室
- 3 出席者
【委員】
飯村部会員、上山部会員、石川部会員、柿島部会員、横井部会員、轡田部委員、
酒井部会員、佐藤部会員(以上8名)
【区出席者】
福祉部管理課長、高齢者支援課長、障害者施策推進課長(代理)、保健予防課長(代理)
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題
(1) 開会
(2) 地域福祉計画取組状況報告について
(3) 地域福祉に関する国・都の動向について
(4) 次期練馬区地域福祉計画の策定について
(5) 意見交換
(6) 次回日程
(7) 閉会

副部会長 これより第3期第4回練馬区地域福祉計画推進委員会権利擁護部会を開催いたします。部会長が来られるまで進行を務めます。よろしくお願いいたします。

まず、事務局から委員の出席状況と本会議の情報公開、傍聴についてご報告ください。

事務局 現在7名の部会員に出席いただいております。また、本日の会議は公開となっておりますが、傍聴の方はいらっしゃいません。会議録につきましては、区ホームページに掲載する予定ですので、まとめ次第皆様にご確認をお願いいたします。

部会長 それでは、議題に入る前に、資料の確認をお願いします。

(資料確認)

部会長 次に、出席の区職員の自己紹介をお願いします。

(職員自己紹介)

部会長 続いて、今年度は計画策定を支援します事業者の方も会議に参加いただきますので、ご挨拶をお願いいたします。

(株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 挨拶)

部会長 ありがとうございます。それでは、次第2「地域福祉計画取組状況報告」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料2をご覧ください。現行の地域福祉計画に位置づけた事業について、令和5年度の実績、課題、令和6年度の取組予定をまとめたもので、権利擁護部会が担当する

施策5の部分を抜粋した資料になっています。

まず、「令和5年度評価結果」については、施策1から5までの60の事業の評価結果になります。欄外の評価項目ですが、A+は「計画以上に進んだ」、Aは「概ね計画どおり」、Bは「遅れや修正が生じた」としております。施策5については、すべての事業がAとなりました。

続いて、各事業の評価結果についてです。

事業番号50「制度利用促進の中核となる機関の設置」です。中核機関は、令和2年度に区が設置し、社会福祉協議会が運営しています。令和5年度の実績ですが、中核機関の運営について、成年後見制度に関する相談件数2,802件で前年度より300件増加しています。特に、他機関と連携する必要がある困難ケースに関する相談や候補者とのマッチングについての相談が増加しています。課題は、中核機関の安定的な運営です。令和6年度の実績ですが、地域包括支援センターなど関係機関との連携強化、中核機関を運営する職員の増員となっています。

事業番号51「地域で連携して支えるネットワークの構築」です。令和5年度の実績は、検討支援会議、主に地域包括支援センターや福祉事務所から提出された困難事例への対応等について専門職からアドバイスを受ける場として開催しています。課題は、検討支援会議の活性化です。令和6年度の実績ですが、検討支援会議の運営方法検討としています。

事業番号52「成年後見制度の周知・啓発」です。課題は、アンケート調査結果から、法定後見制度・任意後見制度の内容を知らないことで利用をしたいかどうか「わからない」と回答の方が6割を超え、利用判断が難しい状況というところです。令和6年度の実績は、安心して制度を利用できるよう正しく理解してもらう取組の推進を行います。

事業番号53「社協等による法人後見の実施」です。令和2年度から、法人後見の社協による受任を開始しています。令和5年度の実績ですが、法人後見の受任で、延べ5件受任しています。また、NPO法人との懇談会の開催を継続しています。課題は、社協以外の団体が継続して法人後見を受任できる体制の整備です。令和6年度の実績は、現行事業の継続、NPO法人による法人後見実施に対する支援の検討としています。

事業番号54「市民後見人の養成と支援」です。令和5年度の実績は、市民後見人養成研修修了者数が累計85人、市民後見人の受任件数が累計31件となっています。受任件数の伸びは小さいですが、受任の待機者はいないとの報告を社協から受けています。令和6年度の実績は、関係機関や専門職との受任調整、養成研修プログラムの充実を図ります。

事業番号55「親族後見人等の支援」です。課題は、社協による支援の親族後見人への周知です。令和6年度の実績は、情報誌の発行や個別相談支援の実施としています。

事業番号56「地域福祉権利擁護事業等の実施」です。令和5年度の実績は、地域福祉権利擁護事業の利用者数が161人、財産保全・手続き代行サービス利用者数が28人となっています。課題は、毎年30件ほどの新規契約があるが、同数程度の解約があり、実績の伸びが停滞しているというところです。令和6年度の実績は、地域包括支援センター等の関係機関への制度の周知としています。

事業番号57「生前の安否確認と死後の費用補償」です。令和5年度の実績は、高齢者住宅生活あんしん事業の登録者数 2,350人となっています。令和6年度の実績は、室温・湿

度が基準を超えると音声で注意喚起する機能を備えた機器の導入、見守りICT機器の導入費用助成の開始です。また、高齢者や家族の将来への不安を解消するため、社会福祉協議会権利擁護センターに終活相談窓口を開設、区内の地域団体との協働によりエンディングノートの作成も予定しています。

その他の取組項目については継続となっています。取組状況評価の報告は以上です。

部会長 ありがとうございます。評価はオールAということですが、これで安心ということではありません。数字にはなかなか表れにくい問題もあると思います。ご意見、ご質問などはありますか。

委員 事業番号56「地域福祉権利擁護事業等の実施」について、地域福祉権利擁護事業の利用者数は161人、財産保全・手続き代行サービス利用者数は28人で、解約もあるということですが、こういった理由の解約ですか。

委員 地域福祉権利擁護を使っていたけれど判断能力が落ちてきたため成年後見制度の利用につながり解約するケースや亡くなられた場合があります。

委員 高齢者が多いのでしょうか。

委員 高齢者が多いですが、障害の方もいらっしゃいます。

部会長 財産保全のほうも、解約はありますか。

委員 動きとしては少ないですが、解約はあります。

委員 事業番号57「生前の安否確認と死後の費用補償」の令和6年度の予定として、エンディングノートを作成し、記入支援セミナーを開催するようですが、回数はどれくらい予定しているのでしょうか。

福祉部管理課長 セミナーは、4回の講座を4セット開催する予定です。

部会長 練馬区の人口を考えると、なかなか十分な開催とは言えませんが、まずは初めの一步ということです。また、受けられた方がさらに他の市民に伝えるという効果もあると思います。

委員 事業番号53「社協等による法人後見の実施」について、当団体では社協とは継続的に懇談会を実施しています。法人として法定後見はまだ難しいのですが、任意後見を受任しているという立場です。令和6年度にはNPO法人による法人後見実施に対する支援の検討をすると記載されていますが、具体的には今後どのような支援をお考えですか。

福祉部管理課長 今年度NPO法人による法人後見実施に対する支援の検討をすると記載していますが、事業化は来年度以降になると思います。今のところ、具体的には固まっていますが、人的支援や金銭的支援等を検討していきたいと思います。

委員 検討していただけることはとてもありがたいですが、それぞれの団体で事情が異なり、やり方も違いますので、互いに相談していければと思います。

部会長 よりよい支援になるように、各団体から意見を出していただいたほうが、実態に合った支援になると思いますのでご検討ください。

委員 事業番号51「地域で連携して支えるネットワークの構築」について、令和6年度に成年後見検討支援会議の開催および次年度以降に向けて運営方法の工夫をするとありますが、どのような工夫をお考えですか。

福祉部管理課長 今年度は地域福祉計画の策定に向けて皆様にも検討をお願いしている

ところですが、地域連携ネットワークを重視していくためにも成年後見検討支援会議は重要な会議になっていくと思われまふ。今までの反省を踏まえつつ、より利用者の支援につながるような会議のあり方を考えていきたいと思ひます。

委員 検討支援会議は、地域包括支援センター、生活支援センターや福祉事務所等から、皆さんと検討したいケースを挙げていただき、アドバイザーに来ていただきながら検討する場ということで開催しています。社協としては、そういうケースを通して意見交換することで、学び合う場や顔が見える関係をつくっていきながら日常的にも相談し合える関係性づくりができていけば良いと考えています。中身については区とも擦り合わせながら進めていく必要があると思ひます。

部会長 大変闊達な意見交換ができていますと伺っていますが、より効果的な会議の場や他への波及を検討していただきたいと思ひます。参加されている方々は是非ご意見を寄せていただけるとより良いものになっていくと思ひますので引き続きお願いします。

続いて、次第3「地域福祉に関する国・都の動向」について、説明をお願いします。

事務局 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所から説明をお願いいたします。

主任研究員 資料3に基づき「地域福祉に関する国・都の動向」について説明いたします。

1ページをご覧ください。地域福祉に関連した全般的な動向となります。国の動向ですが、少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化等の社会情勢を踏まえ、国民の安心した生活を支える新しいビジョンとして「地域共生社会」を打ち出しました。それ以降、「地域共生社会」の実現を目指して、多くの法律を施行しています。

2ページをご覧ください。主な動向の要点を示しています。国は、地域共生社会の実現に向け「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」を行いました。検討会では、社会福祉の分野においては、地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援制度等の施策を通じて地域の実情に応じた保健・医療・介護・福祉の多職種の連携や地域づくりも進んできているのが現状ですが、近年、その複雑化・多様化が一層進んでおり、従来の政策の延長・拡充のみでは限界があるため、対人支援において一人ひとりの生が尊重され、複雑・多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことができるように支援する機能の強化が求められているとされました。これらの流れを踏まえ「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の提言がなされました。これを受けて、令和2年には、重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

3ページをご覧ください。「孤独・孤立対策の重点計画」です。我が国においては、雇用環境が大きく変化し、国民の生活環境やライフスタイルは急速に変化してきました。さらに、人口減少、少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化が進み、これらを背景とした単身世帯や単身高齢者の増加、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」は希薄化の一途をたどってきました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化することにより、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となっていることを受けて、「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。

このような課題に対応するため、「声を上げやすい社会」「切れ目のない相談支援」「つながりづくり」「官民連携の強化」を基本方針として掲げています。

4ページをご覧ください。「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」となります。生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにするために制定されました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴い、支援対象者像の変化や支援ニーズの多様化等の新たな課題が表面化しており、こうした課題に対する制度的な対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、検討会において論点が整理され、今後、制度改革に向けた具体的な検討を深めていく予定となっています。

5ページをご覧ください。「こども基本法」の公布となります。こども基本法は、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。基本法の基本理念は、枠内に示されたとおりです。

また、令和5年には、「こども大綱」が策定されました。こども大綱が目指すものは、「こどもまんなか社会」であり、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」としています。

6ページをご覧ください。都の動向として、現在は「第二期東京都地域福祉支援計画」の計画期間となっています。3つの基本理念と施策の方向性は枠内に示されたとおりです。

また、令和5年度に中間の見直しが行われ、新たに盛り込む地域生活課題として、重層的支援体制整備事業の推進、孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進、災害に強い福祉の推進、デジタル技術の活用とデジタルデバイスの是正が挙げられています。

7ページをご覧ください。成年後見に関する動向となります。

国の主な動向として、平成28年度に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立しました。この法律は、成年後見制度が認知症、知的障害その他の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことから、制度の利用の促進について、総合的かつ計画的に推進することを目的に制定されました。その後、平成29年度に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年度に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

8ページをご覧ください。第一期計画における課題として、成年後見制度とその運用について、後見人の報酬について、地域連携ネットワークづくりについてが挙げられました。それを踏まえて成年後見制度利用促進専門家会議での検討が行われ、成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策が4点にまとめられました。

1点目が成年後見制度の見直しです。本人にとって必要な範囲・期間で利用できるように、「終身ではなく見直しの期間を付与すべき」、「本人の状況により柔軟に交代できるようにすべき」と指摘されています。また、制度の見直しの検討をより深めていくために、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要があるとして、日常生活自立支援事業との連携の推進や身寄りのない人等への生活支援サービスを本人の意思決定

支援を確保しながら取組を広げるための方策を検討すること等が盛り込まれました。

2点目が制度の運用改善です。「本人の特性に応じた意思決定支援」、「本人にとって適切な後見人等の選任・交代」、「報酬助成のあり方についての検討」、「後見人に対する苦情への対応、不正防止の徹底」等が求められています。

3点目が権利擁護支援のネットワークづくりです。基本的な考え方としては、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加のため、関係団体や行政などに司法も加えた多様な主体が連携するしくみづくりが必要とされています。

4点目が優先的に取り組む事項です。

まず、「任意後見制度の利用促進」です。関係者の連携と役割分担の下、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めるとしています。

次に、「担い手の確保・育成等の推進」です。市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進としています。

次に、「市町村長申立ての適切な実施」です。身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていくとしています。

次に、「地方公共団体による行政計画等の策定」、最後に「都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進」が定められています。

9ページをご覧ください。再犯防止に関連する動向です。平成28年度に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、その後、令和5年度に「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。この計画には7つの重点課題について96の具体的施策が盛り込まれました。

10ページの「第二次再犯防止推進計画」、11ページの「第二次東京都再犯防止推進計画」は後ほどご覧ください。

続いて、12ページをご覧ください。福祉のまちづくりに関連する動向となります。

13ページの「バリアフリー法」は、平成30年に成立した法律で、平成28年に施行した「障害者差別解消法」などを受け、社会的障壁を除去する法の理念を明確にするため改正されました。

14ページをご覧ください。ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフトの対策の強化を目的とし、令和3年に改正されました。

15ページの都の動向は後ほどご覧ください。

以上が、地域福祉に関する国・都の動向となります。

部会長 ありがとうございます。次の議題で使う資料4がわかりやすいかと思います。練馬区の場合、地域福祉計画の枠内で様々な事業を一緒に考えようという国が出した方向性により、それらを入れ込んでいくということで、部会としては主に成年後見制度利用促進法に基づいた方向の計画になっているという位置づけで考えています。また、福祉のまちづくりということで、以前から多くの当事者が参加し、ハードだけではなくソフトも含めたまちづくりというところに焦点を当てたという経緯は特色があります。練馬らしい地域福祉計画を作っていきたいと思います。地域には子どもから高齢者まで多様な方たちがあり、制度や法律はいまだに縦割りですが、実際にはそういうことでないことを皆さんは日々実感されているのではないのでしょうか。国や都の動向も注視しながら、協議していき

たいと思います。

それでは、次第4「次期練馬区地域福祉計画の策定について」説明をお願いいたします。

事務局 資料4-1、4-2に基づいて、次期練馬区地域福祉計画の策定およびスケジュールについて説明いたします。

資料4-1をご覧ください。

まず、計画策定理由です。現行計画が今年度までであるため、今年度中に次期計画を策定します。

次に、計画期間です。現行計画は5年間ですが、次期計画は「第3次みどりの風吹くまちビジョン」の戦略計画の周期に合わせ、令和10年度までの4年間とします。また、本計画と連携している社会福祉協議会の地域福祉活動計画についても、次期計画は計画期間を4年間として策定を進めています。

次に、計画の位置づけです。「第3次みどりの風吹くまちビジョン」に基づく個別計画であり、現行計画に加え、「重層的支援体制整備事業実施計画」と「地方再犯防止推進計画」を包含します。この2つの計画は、施策1・2の中に組み込んでいきます。図でお示したとおり、社協の地域福祉活動計画、東京都の地域福祉支援計画と連携を図っていきます。また、区が策定している福祉に関わる他の計画とも関連を持たせていきます。

次に、計画の検討体制です。推進委員会・部会と区の関係部署で構成する庁内検討委員会とで計画内容の検討を進めていきます。昨年度実施した調査の結果も計画に反映していきます。推進委員会・部会から、検討結果について区長に提言を行い、素案・計画案の作成を進めます。また、関連する条文を記載していますので後ほどお目通しください。

続いて、資料4-2の権利擁護部会についてご覧ください。1回目が本日の部会で、取組状況の報告、施策の方向性の案に対する検討を行います。2回目が7月11日の部会で、1回目の意見をまとめた案を確認します。3回目が11月の部会で、意見を反映した素案の確認とパブリックコメントについての説明を行います。パブリックコメントの意見を反映させた案を親会で確認し、3月に計画策定を予定しています。説明は以上です。

部会長 ありがとうございました。権利擁護部会は、今年度は3回開催するようです。地域福祉計画には盛りだくさんに詰め込んでいく状況ですが、練馬区の次期計画として特に重点的に実施していく事業はありますか。

福祉部管理課長 資料4-1に全体的な計画の体制が記載されていますが、計画の位置づけにある「重層的支援体制整備事業実施計画」と「地方再犯防止推進計画」を盛り込むことが新たなものです。地域共生社会の実現に向けて重層的支援体制の整備が求められていることから、今までと同様の方向性ではありますが、より具体的に内容を盛り込んでいくことが今回の大きなところではないかと思います。重層的支援体制は権利擁護にも密接につながっていくため、連携し合って充実させていく必要がある事業であると考えています。

部会長 ありがとうございました。重層的支援体制整備事業は名称も難しく、資料4-1では法律の説明はありますが、具体的にどのようなことをするのか中身がわかりにくいと感じます。資料3の2ページ目を見ていただくと良いと思います。市町村の支援体制とも関わっており「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を構想した

ということでしょうか。

福祉部管理課長 例えば、属性を問わない相談支援ということでは、様々な福祉や保健の相談窓口がありますが、どの窓口でも包括的に相談を受け止めるということを目指しています。また、多機関協働による支援としては、様々な専門職が連携しながら必要な方に支援を行ったり、支援が行き届かない世帯を個別訪問するアウトリーチ支援を行ったりする等の組み合わせで、地域として支えていくことを目指しています。

部会長 区としては、具体的に、アウトリーチや包括的相談支援事業に関わる予算を要求しているのですか。

福祉部管理課長 アウトリーチや相談支援に関しては社協にもご協力いただきながら進めていますので、昨年度から委託料として予算を計上していますが、今後も充実していきたいと考えています。

委員 社協ではアウトリーチと参加支援について受託していますが、ボランティアセンターの地域福祉コーディネーターがその役割を担っています。「断らない相談支援」というキーワードがありますが、断っているつもりはなくても断る形になってしまったり、たらい回しになってしまったりしかねないため、丁寧につないでいきたいと考えています。まずは相談につなげることが大事であり、窓口や電話で相談してくださる方は良いのですが、なかなかそこに至らないケースも多いので、地域の皆さんに社協の役割を知ってつないでいただき、連携していきたいと思います。また、ひきこもり等の社会参加が難しい方の家族からの相談が多いのですが、本人につながることは困難です。家族の理解を含め連携していくことがとても大事であると実感しています。さらに、本人や家族の困り事だけではなく、世帯としての課題は何であるかを見つけ、社協だけで解決することが難しい場合はいろいろな機関と連携しながら支援していかなければならないため、日頃から多機関協働の連携を行っておくことが必要であると思います。

委員 行政側からアプローチしていき、声なき声を探し、声を出せない事情や状況をキャッチしていくアウトリーチの体制がもっと充実していけば、いろいろな課題がもっと解決できるのではないかと思います。

部会長 ありがとうございます。大事な指摘だと思います。福祉サービスは、窓口で申請をすることがベースであり、そこを急激に変えていくことは難しく、関係のない方が突然ご自宅を訪問するというわけにもいきません。しかし、壁をだんだんに低くしていかないと問題も生じます。新型コロナ感染症の給付金やワクチン接種の情報を一番必要としている人たちにどうやって届けたのかを考えると、自分で手続きができない方は、健康な家族が同居していないとできない仕組みになっていたことがわかります。権利擁護という点からすると、これは問題です。手続きの部分でハードルが低くなれば、成年後見人がいなくても良いということになります。こういったことをディスカッションする場もなかなかなく、どんな形で進めていけば良いのかいろいろなアイデアをいただくと少しずつでも進んでいくのではないかと思います。

福祉部管理課長 申請をしなければサービスが始まらないというハードルを徐々に下げていくということについてですが、コロナの給付金等の場合は、プッシュ型で申請不要で給付するといったことを今進めています。これはマイナンバーカードと連携すればできる

といった意見もあります。定額減税しきれない方に対する給付金についても、こちらで把握した対象者に対して、申し出がない方には申請不要で給付するという流れで進めています。行政の手続きも、必ず申請しなければならないという方向性から徐々に変わってきている実感があります。

部会長 ありがとうございます。やはり、できるところはICT等を活用しないと、なかなか前に進んでいかないのではないのでしょうか。人口減の社会ですから、すべてのことを人の力で補うことは難しく、合理化できるところは合理化していくことも考えていかなくてはならないと思います。あまり先走ってしまうと利用者が置いてきぼりになってしまうため、実際に現場で生活をしている方々から意見をいただきながら進めていくと良いと思います。

それでは、次第5「意見交換」ということで、これまでのことを含めてご意見を伺いたいと思いますが、まず「(1) 次期練馬区地域福祉計画の体系(案)」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料5-1をご覧ください。次期計画の全体の体系案について説明いたします。現行計画との大きな変更点として、現行計画では5つの施策としているものを、次期計画は施策3・4を一体化し、全体で4つの施策としています。

まず、理念です。「共感」「協働」「安心」の3つの理念については、現行計画と同様としています。

続いて、目標です。区のビジョンの方向性に合わせ、「だれもが安心して心豊かに暮らせるまち」としています。

続いて、施策です。目標を達成するため、4つの施策に取り組みます。

施策1「区民との協働と地域の支え合いを推進する」、施策2「誰もが安心して生活できる環境を整える」について、この施策1・2の中に、福祉サービスを利用しやすい環境をつくるための「重層的支援体制整備事業」と、出所者に対し福祉的な支援を提供し再犯を防ぐための施策である「再犯防止推進計画」を盛り込んでいきます。

施策3「ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを推進する」です。現行計画では、施策3を「ハード面のまちづくり」、施策4を「多様な人の社会参加に対する理解の促進」と分けていましたが、福祉のまちづくりは、ユニバーサルデザインの理念に基づき、ハード整備と連動したソフト対策を進めていく必要があることから、共生社会の実現に向けた施策を一体的に推し進めるため、統合したいと考えています。

施策4「権利擁護が必要な方への支援を充実する」について、こちらは成年後見制度利用促進基本計画の部分になります。

重点取組としては、現行計画と同様に各施策に3つの取組項目を設けています。

まず、施策1「区民との協働と地域の支え合いを推進する」についてです。

取組項目1「地域の福祉力を支える担い手を応援する」では、町会・自治会や民生児童委員等の既存の取組に加え、再犯防止の取組として、保護司や更生保護ボランティア活動を支援する取組、また地域と連携した防犯活動の取組等を位置づけていきたいと考えています。

取組項目2「地域・社会とのつながりを支援する」、取組項目3「区民の地域課題を解決

する力を引き出す」についてです。街かどケアカフェ等の居場所支援事業や、社会参加が難しい方を対象とした参加支援事業、地域福祉コーディネーターの取組やつながるカレッジねりま等の支援事業を位置づけていく予定です。

続いて、施策2「誰もが安心して生活できる環境を整える」についてです。

取組項目1「一人ひとりの特性に応じた支援を推進する」について、属性や世代を問わず、支援を必要としている一人ひとりの相談を受け止め、課題を抱えている人に対して、関係機関と連携し、アウトリーチや生活困窮者支援、就労支援、住まい確保支援等に取り組む事業を位置づけることを考えています。

取組項目2「質の高い福祉サービスを安定的に提供する」・取組項目3「災害時の要支援者対策を充実させる」については、現行計画と同様に、質の高い福祉サービスの提供のための取組や、災害時の要支援者対策を位置づけます。

続いて、施策3「ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを推進する」についてです。現行計画の施策3と施策4を一体化した取組になります。主に現行施策3・4で取り組んでいる事業を継続して位置づけ、建築物等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーを推進します。

続いて、施策4「権利擁護が必要な方への支援を充実する」については、権利擁護部会が担当します。

取組項目1「成年後見制度利用支援を充実する」、取組項目2「法人後見や市民後見人等の活用を推進する」、取組項目3「権利擁護に関連する支援事業を充実する」としています。

次に、資料5-2をご覧ください。施策4における現行計画と次期計画の変更点を説明いたします。

施策名は、現行計画の「権利擁護が必要な方への支援体制を整備する」から次期計画では「権利擁護が必要な方への支援を充実する」となります。中核機関の設置等の体制の整備が一定程度図られてきたため、今後は事業の充実に向けた取組が必要と考え、項目名を変更しております。

取組項目1 事業番号50「制度利用促進の中核となる機関の設置」について、中核機関は設置が完了したため、次期計画では、事業としては表出しせず、取組項目の中で示します。

続いて、現行計画のその他取組項目である事業番号58「成年後見制度に関する講演会・勉強会」、事業番号59「成年後見制度に関する専門相談・法律相談」については、次期計画の取組項目1の事業「成年後見制度の周知・啓発」に吸収します。また、事業番号60「成年後見人等に対する報酬助成」については、制度の利用を支援する事業として次期計画の取組項目1の事業「成年後見制度の利用に関する助成」としています。

取組項目3では、現行計画の事業項目57「生前の安否確認と死後の費用補償」を次期計画の取組項目3の事業「将来の不安に備えた支援の実施」に、新規取組として位置づけています。

次に、資料6をご覧ください。施策4の中身の説明をいたします。国の第二期計画に基づく取組や調査結果から把握した現状と課題に対する取組を位置づけています。

まず、4年間の目標です。現行計画と同様に、認知症や障害のある方が権利擁護に関す

る事業を利用しやすい環境づくりを目標としています。

続いて、現状と課題です。

1点目、認知症や障害のある方の増加に伴い、支援が必要な方を早期に発見し支援に結び付けるため、中核機関を中心として関係機関同士の連携強化を図っていくことが必要と考えます。

2点目、制度を利用したくない理由として、後見人に任せることへの不安や費用の負担が調査結果でも挙げられていました。こうした不安を取り除くために、安心して利用できる制度であることを周知していく必要があります。

3点目、専門職後見人の割合が増えている状況の中、利用者が後見人を選択できるように、専門職以外にも法人後見や市民後見人の活用を推進していくことが必要と考えます。

4点目、国が課題と認識し市区町村に対して期待している取組を記載しました。任意後見制度の利用、市民後見人の活躍の場の促進、申立経費等の費用助成の拡充が期待されています。

5点目、制度利用に至らないものの、判断能力に不安がある方への金銭管理支援等、必要な事業を充実させていくことが重要です。

6点目、自分の判断能力が低下したときの生活のことや急な入院等に関する不安を解消できるような、もしもに備えたサービスの充実を課題として挙げました。

続いて、取組項目1「成年後見制度の利用を支援する」についてです。判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らし続けるためには、本人の意思を引き出し、必要なサービスを利用できるようにしたり、適切に財産を管理したりすることが必要です。令和2年度から「ほっとサポートねりま」が中核機関となり、ネットワークの強化や周知啓発を行い、制度利用が必要な方を支援につなげています。リード文で中核機関の設置とその取組について記載しています。

(1)「地域で連携して支えるネットワークの強化」については、引き続き、ねりま成年後見ネットワーク連絡会や検討支援会議に取り組みます。成年後見制度の利用に関する不安解消や一人ひとりに合わせた支援を行うため、中核機関が中心となって地域連携ネットワークの強化に取り組んでいきます。

(2)「成年後見制度の周知・啓発」については、引き続き、一般専門相談や説明会、講演会の開催、地域に出向いた相談会等に取り組みます。また、区民からの相談を受ける地域包括支援センター等の窓口の対応力向上に取り組み、成年後見担当以外の部署の窓口等で制度利用者が不利益を被ることがないように、制度理解の促進を図ります。また、苦情に対しても関係機関と連携して対応していきます。

(3)「成年後見制度の利用に関する助成」について、新しく位置づけた取組で、区では介護保険制度の地域支援事業を活用して制度を拡充し、低所得者への申立経費や監督人への報酬費用の助成を行います。また、制度を必要とする方が速やかに制度を利用できるように区長申立てを適切に実施します。

続いて、取組項目2「法人後見や市民後見人等の活用を推進する」についてです。専門職に加えて後見人の担い手を増やすため、法人後見を実施する団体への支援や市民後見人の活用について、社協・関係団体と協議を進めます。

(1)「法人後見実施団体への支援」について、現行計画では「社協等による法人後見の実施」としていました。区内NPO法人の活動支援は、ほっとサポートねりまが継続していきます。また、令和2年度から社協による法人後見を実施していますが、法人後見の候補者の選択肢を増やすため、社協以外の法人後見を実施する団体への支援に取り組んでいきます。

(2)「市民後見人の養成と支援」について、毎年実施している市民後見人養成研修を継続し、受講しやすいカリキュラムや実務研修を取り入れます。また、研修後のフォローアップ研修の実施や監督人の受任等は、ほっとサポートねりまがサポートすることにより活動を支援します。

(3)「親族後見人等の支援」について、引き続き、ほっとサポートねりまや地域包括支援センターの利用相談、申立ての支援や情報誌の発行等、親族後見人への支援に取り組んでいきます。

続いて、取組項目3「権利擁護に関連する支援事業を充実する」について、判断能力が低下している方すべてに成年後見制度が必要なわけではなく、個々の状況により適切なサービスが利用できるよう制度利用に至る前の施策が求められています。

(1)「地域福祉権利擁護事業等の実施」について、現在の取組を継続していきます。必要な人へ制度が届くよう、相談に対応する関係機関に制度の周知を図ります。また、財産保全・手続き代行サービスも継続していきます。

(2)「将来の不安に備えた支援の実施」について、高齢者在宅生活あんしん事業は、ひとり暮らし高齢者等が安心して在宅で暮らし続けるための事業であるため、引き続き計画に位置づけます。また、令和6年度に、ほっとサポートねりまに開設した終活相談窓口で、終活に関する不安解消に取り組むとともに、窓口で受けた権利擁護や身元保証などに関するニーズを把握し、必要なサービスの検討に取り組んでいきます。

以上、資料5-1、5-2で施策の体系について、資料6で施策の方向性について説明いたしました。皆様からご意見をいただきたいと思っております。

部会長 ありがとうございます。次期計画の方向性や体系についての説明がありましたが、ご意見やご質問等がありますか。

副部会長 4月から民法の法制審議会が始まり、おそらく本計画の策定中には改正民法という形で何らかの新しい状況になることが想定されます。その辺に関し、計画の中で意識されている部分はありますか。

福祉部管理課長 本計画の方向性に関しては、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を念頭に考えていますが、民法改正が一定程度は含まれることとなります。4年間という長いスパンの計画であるため、改正内容を反映できるような形で方向性の中にも盛り込む必要があるかもしれません。

副部会長 具体的に想定されるのは、利用者が爆発的に増える可能性があるということです。現行計画と比べると、中核機関ができて満足してしまっている感じがします。現場にいと、専門職の担い手がどんどん減っていることがわかります。担い手不足にさらに利用が増えることで拍車がかげられ、法人後見と市民後見人の整備は喫緊の課題になっています。そのあたりを充実させるためには、中核機関の力がどうしても必要で、そこに

しっかりと支援していかないと、いろいろなことに対応できる状況にはならないと思います。

部会長 ありがとうございました。これは、計画の中に盛り込んでいきたいと思います。法制審議会はスタートしているわけですから、民法改正されないわけはありません。長期的な目で見ながらも、改正にも対応できるようなことを少しは盛り込んでおかないといけないのではないのでしょうか。是非ご検討ください。

福祉部管理課長 法人後見と市民後見人の整備について問題意識は持っていますが、どのように計画で表していくのが良いかご意見をいただきたいと思います。

副部会長 令和5年度の評価を見て、可もなく不可もなくという結果が全部揃っているという状況を基に次期計画を作ることについて、どこが良くてどこが良くなかったのかという評価が、この結果には示されていません。やはり、できたところとできなかったところはメリハリを付けていくことが大事です。評価の見直しまではいかなくても、そういった観点で現在の状況を見て、計画に反映していただきたいと思います。

部会長 漠然とした評価軸しかないことが問題です。国も、どのくらいの方が成年後見制度の利用対象となるかという基準を出していないため、練馬区の中だけで解決する問題ではありませんが、その辺りを見据えてやっていかないといけないのではないかと思います。

福祉部管理課長 権利擁護センターとしては、この計画期間中に、とても進んだところと課題が残ったところがあればお聞きしたいと思います。

委員 いろいろな取組を進めていくにあたって、体制が整えきれない中でやっていたのが現状です。関係機関からの相談が結構多く、例えば、支援者側が地域福祉権利擁護事業の適用を考えて我々が訪問しても、本人が拒否することも多いです。支援に入っても制度利用にはつながらないわけですが、地域福祉権利擁護事業は本人の同意がないと進められません。支援者側が求めているため時間をかけますが、本人が望まない場合は何か他にできる支援はないかと模索することになります。その辺りは課題に感じています。また、市民後見人の養成にはプログラムに時間をかけて実施しており、力を入れている部分だと思います。ただ、70数名の申込みがある中で、実際に市民後見人として登録される方はそれほど多くはありません。申し込まれた方全員が、障害者や高齢者の権利擁護に理解があるわけではなくいため、地域で何かをしたいと思っている人たちの力を他の部分で生かしていければ良いと考えています。

福祉部管理課長 人員について、体制が整わない中で進めていたということですが、実際、どういうところにしわ寄せがいったのでしょうか。また、市民後見人に関しては、実施していただいたプログラムは大変素晴らしいものであったと思いますが、登録者が少なかったのはどこに課題があると思われますか。

委員 市民後見人は、研修後に面接選考するのですが、価値観や倫理観を含めて判断します。また、仕事をお持ちだったり、時間があまり作れなかったりする方もおられ、トータルとしてはそのような人数になっています。

人員不足については、結果的に残業が多くなってしまったというしわ寄せはあります。職員の人材育成も大事な視点なので、独り立ちできるように時間をかけて育てています。

部会長 ありがとうございました。民法が変わるということは、今までとは状況が違っ

てくるということです。それは区としても認識していただきたいと思います。

取組項目3「権利擁護に関連する支援事業を充実する」は、現行計画と同様の表現ですが、成年後見制度は、すべての認知症の方が使う制度ではありません。必要性や補充性を民法の中に入れていこうということなので、ますます全体のパイを覆うものではありません。現在は、地域福祉権利擁護事業は契約が必要であるため、成年後見制度を利用したほうが良いのではないかとようになってきていますが、成年後見制度以外の事業や方法を考えないと、多くの人たちのニーズを解消することができなくなります。市民後見人の評価が高いのは、非常にきめ細かな訪問等の対応によるものですが、後見人はきめ細かく訪問することが仕事ではありません。今の後見人の方々は、他に制度がないため、本来の仕事ではないところに時間と労力をかけています。その部分のサポートを手厚くしていかないと、後見制度そのものがうまくいなくなってしまうのではないかと危惧しています。成年後見制度ではない権利擁護事業や他の選択肢を考えていかないと、民法改正で、成年後見制度の期間が限定され、本当に必要とする人のみ対象となるということになったら、他の方々はどうなるのでしょうか。練馬区だけの話ではありませんが、考えていくべきだと思います。

福祉部管理課長 国もモデル事業として持続可能な権利擁護支援を実施していると思いますが、その内容もしっかりと見ながら事業を構築していかなければならないと思っています。

部会長 ありがとうございます。資料6の「現状と課題」の3つ目で、後見人の候補者について記載されていますが、成年後見制度では利用者が後見人を選択することはできないため、資料の表記が誤解を招く可能性があります。後見人を選択できる方法は、任意後見制度で周知していく必要があります。また、これらを補うのが中核機関のマッチングのような受任調整や候補者の推薦になりますが、この機能をどう捉えるかということが俎上に載ってくると思います。全体の流れを抑えて書き込んでいくことが必要かと思しますので、そのあたりもご検討いただければと思います。

委員 後見人は、原則、医療同意や身元保証ができないことになっていますが、特に高齢者にとってはニーズが大きいと思います。国や様々な自治体でも取り組んでいるところかと思いますが、区としても終活の窓口等の支援をしていると思いますので、そのあたりも計画に載せたほうが区民も安心するのではないのでしょうか。

高齢者支援課長 身元保証について、医療機関に関しては身元保証がないことを理由に医療を拒否してはならないことになっていますが、介護施設では身元保証を求めるところが多いようです。最近、国で「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」を作成しました。民間の終身サポート事業者はそのガイドラインに沿って誠実に取り組み、区も活用できるものは活用していく必要があると思います。大きい課題と認識していますので、今後、実情を把握した上で、どのような方法が良いのかを考えていきたいと思っています。

委員 今までは、国の規制や監督ができていない状態だったため、そういったところも問題だと思います。どの事業者が良いのかなどの判断はできないので、難しいと感じています。

部会長 本来は、成年後見制度で成年後見人は身元保証人にはなれませんが、身元保証

人がいないから成年後見制度によって何とかしようとする矛盾のロジックで今まで進んできました。最近、省庁横断で事業者ガイドラインが示されるようになりましたが、完全ではありません。福祉施設はなぜ身元保証人を必要としているのかについて、緊急連絡先や亡くなられた時に遺体をどうするかといった入院時の保証を身元保証人に求めるというところではあります。身元保証人がいなくても安心して終の棲家になれるような福祉施設にならないと本末転倒です。民間の事業者を規制すれば良いという話にはならないと思います。そういったことを現場の方から言うことも大事で、国にも伝えていくことが必要です。国は、身元保証により受け入れを制限してはいけないという通知を出せば良いかもしれませんが、現場としてはそういうわけにはいきません。一番身近な市町村のところで、俎上に載せていくことが大事だと思います。

副部会長 ガイドラインに関しては、専門職団体は危険視しています。ガイドラインでは詰めきれていないところがあり、終活事業というグレーゾーンに踏み込んでいかなければなりません。6月から社協が終活窓口を始めたことを聞き心配しましたが、現在どういう状況かお聞かせください。

委員 この1週間の統計では、相談人数は14名です。やはり身元保証のことや何から始めれば良いかといった漠然としたことを電話で相談される方が多いです。元々、任意後見や遺言・相続については、権利擁護センターの中でこれまでも事業として講演会などをしてきたところです。身元保証についてはやはり想定はされていましたが、民間を紹介することもできないため対応が難しいと感じています。他の社協がどのように対応しているか相談もしているところです。

副部会長 是非よろしくをお願いします。

部会長 他にはいかがですか。

(なし)

部会長 それでは、次第6「次回日程」について事務局から説明をお願いします。

地域福祉係長 次回の予定は、次第のとおり令和6年7月11日(木)午後2時から練馬区役所本庁舎19階 1901会議室で行います。

また、本日、意見記入票を配布しましたので、この場で確認できなかったことや追加のご意見等がございましたら、こちらに記入の上、6月19日(水)までに事務局へご提出ください。裏面に、メールアドレス・FAX・電話番号を記載しています。

副部会長 皆様お疲れさまでした。現在の検討支援会議はだいぶ変化してきたと思っています。現場である地域包括支援センターの窓口や保健所の方が、成年後見制度一辺倒の考え方からかなり外れてきています。成年後見制度が必要かどうかという視点から検討することができる方が増えてきて、非常に機能していると感じます。逆に、ネットワーク連絡会は今模索中と感じます。参加者も多いので、良いアイデアがあればと思います。

部会長 それでは皆様、闊達なご意見ありがとうございました。これを持ちまして本日の部会を終了いたします。